

荒尾・玉名・長洲広域圏都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(荒尾・玉名・長洲広域圏都市計画区域マスタープラン)

荒尾都市計画区域
玉名都市計画区域
長洲都市計画区域

令和 8 年（2026 年）〇月
熊本県

目 次

1. 広域圏の目標.....	1
(1) 広域圏の都市づくりの基本理念.....	1
(2) 広域圏の都市づくりの基本目標.....	3
(3) 広域圏の将来像.....	7
(4) 各種の社会的課題への対応.....	12
(5) 荒尾・玉名・長洲広域圏の広域的位置付け.....	17
2. 広域圏の都市計画の方針.....	18
(1) 土地利用の方針.....	18
(2) 都市施設整備の方針.....	19
(3) 市街地整備等の基本的な方針.....	22
(4) 緑・景観の体系の方針.....	23
(5) 都市防災の方針.....	24
3. 区域区分の決定の有無.....	30
4. 主要な都市計画の決定の方針.....	31
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	31
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....	37
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針.....	45
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針.....	46
5. 都市計画制度の運用方針.....	50
(1) マネジメントサイクルによる都市計画の進行管理.....	50
(2) 住民参加によるまちづくりの推進.....	51
【荒尾・玉名・長洲広域圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】 参考附図.....	52
参考：用語解説集.....	53

1. 広域圏の目標

(1) 広域圏の都市づくりの基本理念

荒尾・玉名・長洲広域圏（以下、本圏域という。）は、熊本県の北部に位置し、有明海や小岱山をはじめとする豊かな自然環境に囲まれるとともに、「明治日本の産業革命遺産」の構成遺産として世界遺産に登録されている万田坑、玉名温泉、県内有数の娯楽地など、多様な地域資源に恵まれた地域である。産業面では、荒尾市及び長洲町において製造業、玉名市において農業が盛んであり、県内でも特徴的な産業構造を有している。また、本圏域の住民は、日常生活における移動や経済活動の範囲を共にしており、一部の行政サービスも周辺の町を含めて共同で実施されるなど、圏域としての一体性が高い地域である。

広域的には、九州新幹線や JR 鹿児島本線が通過し、各鉄道駅を中心として市街地が形成しているほか、長洲港からは長崎県への航路が運行している。さらに、高規格道路の有明海沿岸道路の整備も進展しており、本圏域内におけるさらなる連携強化に加え、福岡県、佐賀県、長崎県とのアクセス性の向上や、インターチェンジ周辺における新たな市街地形成が期待されている。また、本圏域は熊本都市圏のみならず、筑後都市圏である福岡県大牟田市に隣接しており、広域交通を活かした「熊本の北の玄関口」としての役割を担っている。

このような立地条件のもと、近年では人口減少や少子高齢化が進行しており、医療や福祉、教育施設などの都市機能の集約化を図りつつ、豊かな地域資源を活用した「熊本の北の玄関口」として魅力ある都市づくりを進めていくことが求められている。

本圏域は、周辺の町も含めて市町間のつながりが強いことから、今後、圏域全体で一体となった都市づくりを推進することにより、共通する課題に対して効率的かつ効果的に対応していくことが重要である。

さらに、近年激甚化・頻発化する自然災害、コロナ禍を契機とした人々のライフスタイルの変化に加え、外国人住民の増加による地域の多様性の進展などを踏まえ、誰もが安心して快適に暮らすことのできる都市づくりを進めるとともに、デジタル技術の活用等により、時代の変化に対応した柔軟で持続可能な都市づくりが求められている。

これらを実現するためには、行政のみならず、住民や関係団体、事業者など多様な担い手が連携し、新たな魅力や価値を共に創出していくことが重要であ

る。

以上を踏まえ、本圏域の概ね 20 年後の都市の姿を展望し、都市計画の基本的な方向性を定めるにあたり、その基本理念を次のとおりとする。

【広域圏の都市づくりの基本理念】

あんしんして暮らせ たさいな文化、産業と豊かな自然がひびき合い

なごやかに誰もが共生する 都市づくり※

～ 熊本の北の玄関口として、新たな未来を共に創る ～

※「あんしん」「たさい」「なごやか」は、荒尾市・玉名市・長洲町の各市町の頭文字をもとに構成したもの。

（２）広域圏の都市づくりの基本目標

①「様々な交流と新たな賑わいを創出するエコ・コンパクトな都市づくり※」

本圏域は、市役所・町役場周辺や鉄道駅周辺に拠点機能が集積していることを特徴としており、こうした都市拠点を活かした効率的で持続可能な都市構造の形成が求められている。

このため、市街地の無秩序な拡大を防止し、環境負荷の低減を図る観点から、各市町の拠点機能や都市機能を道路や公共交通といった交通ネットワークで結び、都市の利便性向上と広域的な交流を促進する。

さらに、行政コストを意識しつつ効率的かつ効果的な投資を行うことで、都市拠点の機能強化や交流の活性化を図り、これらを総合的に推進することにより「エコ・コンパクト」な都市づくりを実現する。

また、官民連携による都市再生や都市機能施設の誘導を通じて、市街地の拠点機能の向上を図り、多様な人々の出会い・交流を促進し、新たな賑わいの創出を目指す。

※「エコ・コンパクト」な都市づくり

本県が推進する「エコ・コンパクト」な都市づくりは、今後の人口動向の変化に対応しつつ、住民が豊かで安心して暮らせる都市環境を維持・向上させるため、都市構造の再編を目指す理念である。

従来のコンパクトシティが掲げてきた、市街地の無秩序な拡大の抑制、公共交通を重視した都市づくり、中心市街地の再生に加え、低炭素で環境に配慮した都市づくり（エコロジー）や、効率的で持続可能な都市経営（エコノミー）の視点を取り入れている。

この理念を具体化する手法として、都市機能等を拠点に誘導・集約し、それらを公共交通などのネットワークで結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」を活用し、利便性が高く、環境負荷を抑え、将来の人口変化にも対応できる持続可能な都市構造の形成を図る。

②「荒尾・玉名・長洲広域圏での連携を促進する都市づくり」

荒尾市・玉名市・長洲町は互いに隣接して位置し、都市の骨格となる国道

208 号、国道 389 号、国道 501 号などの道路や、JR 鹿児島本線などの公共交通を活用した圏域内交流が活発に展開されている。また、広域行政の推進により、行政事務の一部を共同実施するなど、圏域内での連携が進められている。

今後、本圏域においてはさらなる人口減少・少子高齢化が進む見込みであり、人口構造の変化に対応した都市づくりや都市の骨格となる公共交通の維持・強化など、各市町で共通する課題に対して、広域的な見地から効率的・効果的に対応することが求められる。

これらを踏まえ、本圏域での連携を一層促進し、持続可能で魅力ある都市づくりを目指す。

③「広域圏それぞれの魅力と産業を活かした豊かな都市づくり」

本圏域は有明海や小岱山をはじめとする豊かな自然環境に囲まれ、万田坑、玉名温泉、県内有数の娯楽地など、多様な地域資源に恵まれている。また、熊本都市圏に加え、福岡県の筑後都市圏にも隣接する立地特性を有し、九州新幹線や JR 鹿児島本線に加えて有明海沿岸道路の整備が進展するなど、広域的な連携網が形成されている。こうした特性を背景に、本圏域は「熊本の北の玄関口」としての役割を担っている。

本圏域の優位性を生かし、さらなる交流人口の拡大を図るため、鉄道駅周辺に商業・観光・交流機能などを集積させ、滞在型・回遊型の都市構造を実現することで、魅力ある都市づくりを推進する。

また、本圏域の基幹産業である農業と製造業の維持・拡大に向けて、豊かな周辺景観にも配慮しつつ、農業振興と産業振興のバランスを確保した秩序ある土地利用の誘導を図る。

これらの取組みを通じて、本圏域の魅力と産業を活かした豊かな都市づくりを目指す。

④ 「誰もが安全・安心な暮らしを実現する都市づくり」

熊本地震や豪雨災害を経験した本圏域の地域特性を踏まえ、災害リスクの高い区域における開発規制や土地利用の適切な誘導を進めるとともに、防災イン

フラ整備や住民への意識啓発など、ハード・ソフト両面から多層的な防災体制を構築し、安全で安心な都市づくりを推進する。

さらに、関係機関と連携し、広域的な防災協力体制を形成し、災害時の迅速な対応と情報共有を可能にする仕組みを整える。

加えて、子どもや高齢者、障がい者、外国人など、多様な住民が安心して利用できるユニバーサルデザインに配慮した生活基盤の形成を推進する。これらの取組みを通じて、誰もが安全・安心に暮らせる都市環境の実現を目指す。

⑤ 「住民と行政等が共創により取り組む都市づくり」

多様化する地域課題やニーズの変化に対応するため、県と市町が一体となり、住民・企業・団体と行政が共創しながらデジタル技術やビッグデータを活用した都市づくりを推進する。

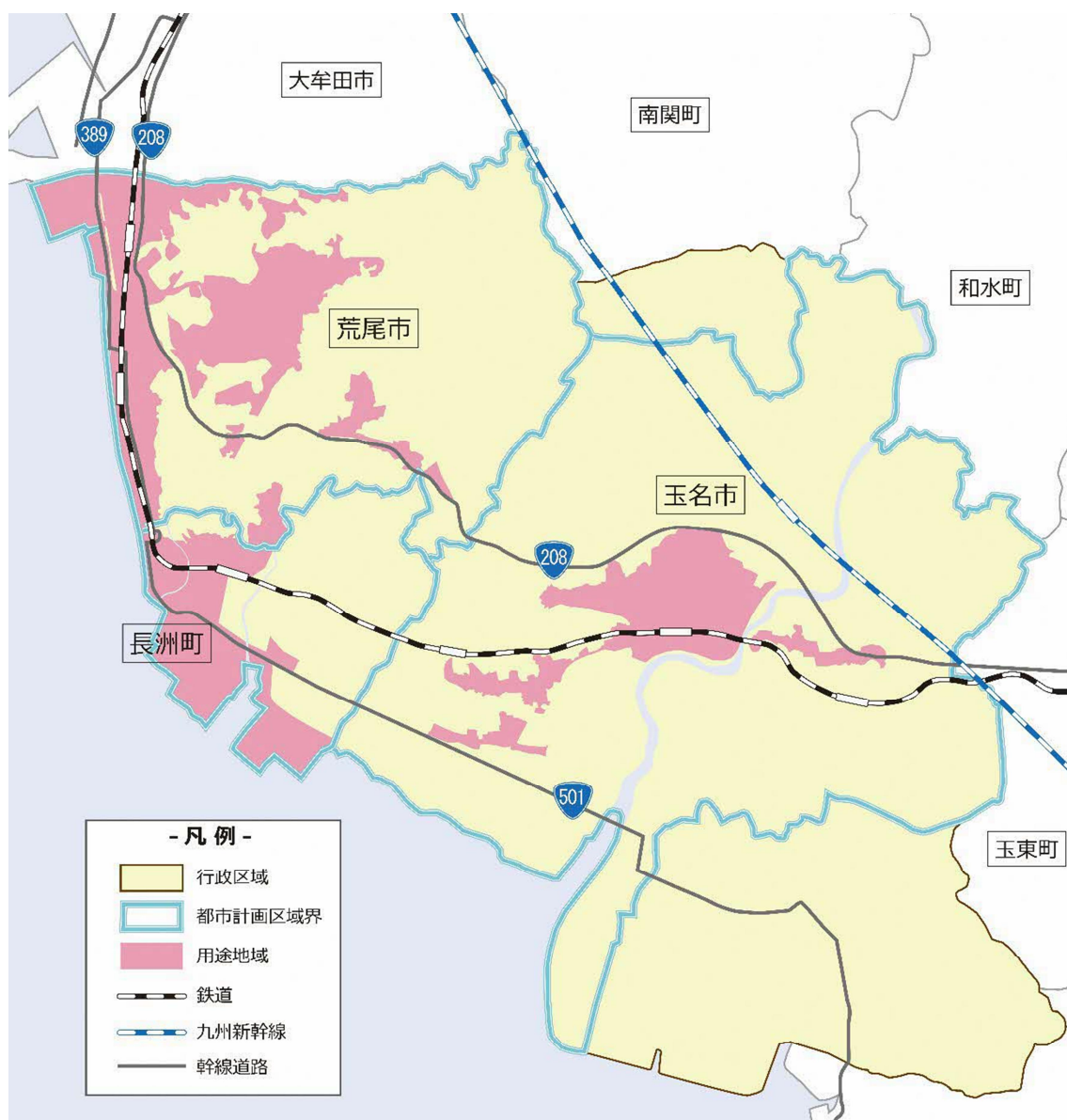
都市計画の進行管理においても共創の視点を重視し、成果を共有しながら改善を図り、持続的な発展につなげる。

また、オープンデータの活用や対話の場の充実を通じて、多様な主体の参画を促し、観光や賑わいの創出、温泉や農産物、産業基盤といった本圏域の特性を活かした、新たな魅力や価値を共に創造するまちづくりを目指す。

都市計画区域の範囲

本圏域の範囲は以下のとおりとする。

都市計画区域	範囲
荒尾都市計画区域	荒尾市の行政区域の全域
玉名都市計画区域	玉名市の行政区域の一部
長洲都市計画区域	長洲町の行政区域の全域



（３）広域圏の将来像

都市づくりの基本理念に沿って、本圏域内に地域の特性に応じた「拠点」を配置し、都市機能等の集約を促進する。

さらに、これらの拠点を公共交通や幹線道路からなる「連携軸」で結ぶことにより、相互に連携した秩序ある多核連携型の都市構造の形成を目指す。

また、拠点や軸の配置を基盤として、拠点周辺や軸上の面的な広がり「ゾーン」として構成することで、効率的でエコ・コンパクトな都市構造の形成を図る。

a. ゾーン

将来に向けた効率的な都市構造の形成と、秩序ある土地利用の誘導を図るため、本圏域内の地域特性を踏まえ、「商業・業務ゾーン」、「工業・流通ゾーン」、「住宅ゾーン」、「集落ゾーン」、「農業ゾーン」、「自然環境保全ゾーン」の 6 つのゾーンを設定する。

<商業・業務ゾーン>

JR 荒尾駅、JR 玉名駅、JR 長洲駅、九州新幹線新玉名駅や、荒尾市役所、緑ヶ丘地区、玉名市役所、長洲町役場の周辺、また国道 208 号、国道 501 号などの幹線道路沿道を「商業・業務ゾーン」として位置付け、多様な都市機能が集積する商業・業務地の形成を図る。

<工業・流通ゾーン>

荒尾市及び長洲町の有明海沿岸部や、国道 208 号等の幹線道路沿道に立地する既存の工業地を「工業・流通ゾーン」として位置付け、周辺施設や自然環境、産業景観に配慮した整備を推進する。

また、今後の企業立地の受け皿については、既存の工業地への立地誘導を基本としつつ、自然環境の保全や農地としての土地利用との調整を図りながら、新たな工業用地を選定、確保に努める。

<住宅ゾーン>

用途地域内の JR 荒尾駅、JR 玉名駅、JR 長洲駅周辺や、幹線道路沿道に広がる既存の住宅地とその周辺を「住宅ゾーン」として位置付け、居住者の利便性、快適性の向上に資する整備を推進し、計画的でコンパクトな住宅地の形成を図る。

<集落ゾーン>

圏域内の用途地域外の区域に点在する既存集落を「集落ゾーン」として位置付け、住環境の整備に努めるとともに、歴史や文化、現在の集落形態等の地域特性に配慮しつつ、コミュニティの維持や日常生活を支える生活環境の整備及び必要な施設の充実を図る。

<農業ゾーン>

菊池川や菜切川、浦川流域に広がる田や畑等の既存の農地を「農業ゾーン」として位置付ける。これらの農地は、動植物の生息域となる豊かな自然環境や美しい景観を有するとともに、本圏域の基幹産業である農業を支える基盤であることから、その保全を図る。

また、耕作放棄地については、地域の景観の悪化や防災上のリスクにつながることから、農業利用を前提とした有効活用に努める。

<自然環境保全ゾーン>

本圏域において、山林や河川、干潟などの特徴的かつ貴重な自然を有する区域を「自然環境保全ゾーン」として位置付け、自然環境や景観の維持に向けて適切な保全を推進する。

b. 拠点

本圏域内において、特に都市機能や生活機能、産業、レクリエーション機能等を担う区域を、その役割に応じて「都市拠点」、「地域拠点」、「工業・流通拠点」、「レクリエーション拠点」の4つの拠点として設定する。

<都市拠点>

荒尾市役所、緑ヶ丘地区、玉名市役所、長洲町役場や JR 荒尾駅、JR 玉名駅、JR 長洲駅の周辺に形成されている中心市街地は、利便性の高い交通を生かした、人が集まる「都市拠点」として位置付ける。これらの都市拠点において、商業・業務等の都市機能の誘導を図るとともに、交流を促進するための環境整備を進める。

<地域拠点>

玉名市西部の岱明支所周辺を、周辺に居住する住民の日常生活を支える「地域拠点」として位置付け、生活利便性の確保やコミュニティの維持に資する都市機能や施設の維持・充実を図る。

また、新玉名駅周辺を、広域交通の利便性を活かした「地域拠点」として位置付け、既成市街地との調整を図りつつ、多様な都市機能の誘導・集積を進めるとともに、都市基盤の整備を推進する。

<工業・流通拠点>

有明海沿岸部の名石浜地区、大島地区や、幹線道路沿道に存在する増永、水野、高浜等の工業地を「工業拠点」として位置付け、工場等の立地誘導を図る。

また、長洲港は、地域産業を支える「流通拠点」として、流通関連業務の維持・充実を図る。

＜レクリエーション拠点＞

荒尾運動公園、蛇ヶ谷公園、桃田運動公園、金魚と鯉の郷広場、長洲町総合スポーツセンター、鍋松原海岸等を、地域住民のレクリエーションや憩いの場となる「レクリエーション拠点」として位置付け、適切な維持管理と機能の充実を図る。

また、広域から観光客が訪れる万田坑、荒尾干潟、遊園地を中心とした娯楽施設、玉名温泉街とその周辺についても、「レクリエーション拠点」として、周辺環境との調和に配慮しつつ、利用者の利便性・快適性の向上やアクセス性の改善に資する環境整備を図る。

c. 連携軸

本圏域における都市構造の骨格を形成する交通基盤として、幹線道路や鉄道等を「広域連携軸」、「都市連携軸」、「地域連携軸」の3つの連携軸に区分し、拠点間の連携・交流を体系的に支える「連携軸」として位置付ける。

＜広域連携軸＞

県内外の主要都市を結び、九州全体における広域的な連携・交流を促進する骨格となる軸として、九州新幹線、有明海沿岸道路を「広域連携軸」に位置付ける。

＜都市連携軸＞

広域連携軸を補完し、圏域内外の都市間における連携・交流を支える基幹的な交通軸として、JR 鹿児島本線、国道 208 号、国道 389 号、国道 501 号を「都市連携軸」に位置付ける。

＜地域連携軸＞

都市連携軸を補完し、本圏域内の拠点間における日常的な連携・交流を支える基幹的な交通軸として、次の路線を「地域連携軸」に位置付ける。

- ・ 主要地方道：熊本玉名線、玉名八女線、玉名山鹿線、荒尾南関線、荒尾長洲線
- ・ 一般県道：長洲玉名線、平山荒尾線、寺田岱明線
- ・ 都市計画道路：市屋深瀬線、大谷長洲港線、長洲岱明線、赤田上沖洲線

（４）各種の社会的課題への対応

①深刻化する人口減少・少子高齢化への対応

本圏域では、年少人口、生産年齢人口が一貫して減少する一方、老年人口が増加している。将来推計人口においても人口減少・少子高齢化が進行することが見込まれ、地域社会の持続性に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

急速に進む少子高齢社会に対応するため、誰もが安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設や交通結節点、生活サービス拠点の適正配置・整備を進める。

併せて、人口減少に対応した都市構造の再編を進め、用途地域内の人口密度の維持や居住機能の集約を推進するとともに、生活サービスや公共交通の効率的な提供を可能とする仕組みを整えることで、持続可能で活力ある広域圏の形成を目指す。

②安全・安心に暮らせる都市づくりへの対応

平成 28 年熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨、令和 7 年 8 月豪雨をはじめ、全国的に大地震、風水害、高潮災害などの自然災害が激甚化・頻発化しており、都市防災の強化や防災意識の向上がこれまで以上に求められている。

こうした状況を踏まえ、災害に強い都市づくりを目指して、避難地・避難経路の確保、市街地の不燃・耐震化などの取組みを推進するとともに、災害リスクの高いエリアにおける開発の規制や、安全性の高いエリアへの居住の誘導を促進する。

また、災害時の緊急輸送道路ネットワークの形成や流域治水の取組みの推進にあたって、関係機関との連携体制を構築する。併せて、「自助・共助・公助」の連携を軸に、地域全体での防災力向上を図るためのソフト面での防災・減災対策を推進する。

さらに、誰もが安全で安心して暮らせる都市の実現に向けて、交通安全の観点から、歩道等の交通安全施設の整備・充実を図るとともに、交通ルールの普及啓発等を推進する。

加えて、犯罪防止・抑制の観点から、各種社会基盤の整備にあたっては、地

域の状況に応じて、警察、公共施設管理者及び地域住民等と連携し、防犯に配慮した都市づくりを推進する。

③地球温暖化をはじめとする環境問題への対応

本圏域においては、自動車依存度が高く公共交通利用率が低いことから、交通分野でのCO₂排出への対応が必要とされている。加えて、鉄道駅周辺や中心市街地では、徒歩や自転車による移動をより安心・快適にするための環境整備が課題となっている。一方で、工業団地や港湾施設におけるエネルギー需要が大きく、産業活動の脱炭素化が求められている。

これらを踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、交通の発生や移動需要を抑えた都市構造への誘導を図り、省エネルギーに寄与するウォーカブルなまちづくりを推進する。

さらに、自動車から公共交通への転換、道路の効果的整備による交通の円滑化、グリーンインフラの活用、工業団地や港湾施設における再生可能エネルギー導入や物流効率化の推進などを総合的に展開することで、圏域全体で脱炭素社会の構築に資する持続可能な都市づくりを目指す。

④官民連携で取り組む、活力ある都市づくり

JR駅周辺などの市街地では、空き家・空き店舗の増加等に起因する都市の空洞化や地域活力の低下が懸念されている。

そのため、空き家や空き店舗、低未利用地などの既存ストックを有効に活用しつつ、本圏域全体の持続可能なまちづくりを促進するため、コンパクトでありながら快適で利便性の高い、魅力ある都市の形成を図り、誰もが住み続けたいと感じられる都市づくりを推進する。

さらに、本圏域が有する、温泉資源や農産物、沿岸部の立地、ものづくり産業、観光拠点などの地域特性を活かし、賑わいの創出や地域資源の磨き上げを図ることで、圏域全体としての魅力と活力を高めるまちづくりを目指す。

⑤広域的な交流・連携の活性化

本圏域では、九州新幹線の整備により通勤・通学圏が広域化し、圏域外との交流が進む一方で、圏域内の移動や交流が減少するなど、地域の結びつきが弱まりつつある。また、産業構造の変化に伴う地域内の雇用機会の縮小により、都市の活力低下が懸念されている。これらの課題に対し、広域的な視点から、圏域内外の交流・連携を強化する必要がある。

本圏域には、JR 鹿児島本線の各駅（荒尾駅、玉名駅、長洲駅等）や九州新幹線新玉名駅など、広域交通を担う拠点が立地している。これらの交通結節点において、周辺の土地利用や都市基盤整備を計画的に進めることで、圏域内外の交流を促進し、産業振興や観光誘客につながる拠点形成を図る。

九州新幹線新玉名駅周辺地区については、「新玉名駅周辺等整備基本計画」等を踏まえ、既成市街地との連携を図りながら、都市機能の集約と土地利用の高度化を進める。交流人口の拡大や地域の活性化につながる機能の導入を促進するとともに、民間活力の活用により、魅力ある広域拠点の形成を推進する。

県北地域で進む半導体関連産業の集積を本圏域にとっての好機と捉え、産業立地の受け皿となる環境整備を進めるため、交通ネットワークの強化や物流機能の向上を図る。これにより、圏域内外の企業・産業との連携を促進し、地域経済の活性化につなげる。特に、有明海沿岸道路については、広域的な道路ネットワークとして物流の効率化や企業間連携の活性化に寄与することから、その整備促進を図り、圏域内外の交流・連携の一層の強化を目指す。

長洲港周辺地区については、フェリー航路を通じた長崎県との広域的な連携を活かし、交流人口の拡大を図る。そのため、港湾機能の充実や周辺環境の整備を進め、魅力ある交流拠点の形成を推進する。また、長洲港と JR 長洲駅との連携を強化し、地域内の回遊性及び滞在性の向上を図ることで、賑わいと活力ある都市づくりを進める。

⑥厳しい都市経営への対応

本圏域では、公共施設等の都市基盤の老朽化が深刻化しており、将来的な維持管理費の増加は避けられない状況が見込まれている。加えて、人口減少と少子高齢化の進行により税収の減少や行政需要の増大が予想され、都市経営の持続性が大きな課題となっている。

このため、公共施設等総合管理計画及び各種インフラの長寿命化計画に基づき、道路、橋梁、上下水道などの定期的な点検・診断、老朽化度合いに応じた修繕・更新、耐震化や安全性確保の取組みを体系的に進め、計画的な維持管理とライフサイクルコストの最適化を図ることで、財政負担の軽減・平準化と公共施設の持続的な利用を確保する。

さらに、住民一人あたりの行政コストが人口密度の低下により増大することを踏まえ、無秩序な市街地の拡大を抑制し、居住機能の集約を進めることで効率的な都市構造を確立する。

併せて、広域圏全体での施設の共同利用や広域連携によるサービス提供の効率化を推進し、限られた財源を有効に活用する都市経営を目指す。

⑦恵まれた自然環境や景観の維持・保全

本圏域は、有明海や小岱山、菊池川など、住民が憩える豊かで身近な自然環境を有するとともに、特にラムサール条約湿地に登録されている荒尾干潟は国際的にも価値ある自然資源である。また、地域の暮らしや景観を支える農地空間が広がっている。これらの自然資源は本圏域の魅力であるとともに、将来にわたり継承・保全すべき重要な資産であることから、その適切な維持管理に努める。

一方、沿岸部の工業地域にはゴライアスクレーンなどの都市のランドマークが存在し、独自の産業景観を形成している。これらの産業景観もまた都市の特性を示すものであり、地域の魅力としてその価値を生かしていく。

こうした自然環境や産業景観を本圏域の重要な資源として保全・活用するため、景観に配慮したうるおいのある空間の整備や案内機能の充実など、必要な施設整備等を計画的に進める。

今後の新たな土地利用や施設の立地にあたっては、行政・住民・企業が連携し、周辺景観との調和に配慮するとともに、自然環境や産業景観など地域資源を活かしながら、魅力ある都市空間の形成を推進する。

⑧歴史的・文化的資源の保全・活用

本圏域には、万田坑や日本遺産「菊池川流域の米作り」として受け継がれる農耕文化、全国有数のラジウム泉質を誇る玉名温泉、高瀬地区に形成された歴史的な街並みや景観など、多様で質の高い歴史的・文化的資源が集積している。これらの豊かな地域資源は、本圏域の独自性と魅力を形成する中核的な要素であり、将来にわたり継承すべき重要な資産である。

そのため、その適切な維持・保全に取り組むとともに、個々の資源を点ではなく面として捉え、相互連携や一体的な活用を推進する。併せて、歩行者ネットワークの強化、景観形成の誘導、案内機能の充実など、受入環境の整備を通じて回遊性及び滞在性の向上を図る。

こうした取組みを通じて、観光振興や交流人口の増加に資するとともに、賑わいと活力ある都市づくりを推進する。

（５）荒尾・玉名・長洲広域圏の広域的位置付け

本圏域は県北部に位置し、荒尾・玉名地域における行政、商業、医療等の中心地域としての役割を担っている。九州新幹線、JR 鹿児島本線、海上フェリー等の公共交通や国道 208 号などの幹線道路により、熊本都市計画区域のほか、福岡県、佐賀県、長崎県とも広域的に結ばれており、「熊本の北の玄関口」としての性格を有している。

さらに、高規格道路である有明海沿岸道路の整備が進展することで、広域交通の利便性が一層向上することが期待される。このため、周辺都市とのさらなる連携強化を図りつつ、行政、商業、交流、観光などの都市機能の集約によって、広域圏における魅力ある都市づくりを進める。

また、都市計画区域外となっている玉名市の天水、横島、三ツ川地区については、本圏域との一体的な土地利用や生活圏のつながりを踏まえ、無秩序な開発を抑制する観点から、将来的な都市計画区域の拡大も視野に入れた都市づくりのあり方について検討する。

併せて、隣接する玉名郡（玉東町、南関町、和水町）との交流や連携を強め、本圏域を「あらたま地域」の中心都市として位置付け、行政、商業、医療、交流等の必要な都市機能の集約を図る。

2. 広域圏の都市計画の方針

(1) 土地利用の方針

本圏域においては、今後も人口減少・少子高齢化の進行が見込まれる一方で、用途地域外において人口が増加している区域が存在するなど、人口減少下にもかかわらず郊外部を中心に部分的な市街地拡大傾向がみられる。

こうした背景を踏まえ、行政機関や鉄道駅等が立地する地域の拠点を中心に「エコ・コンパクトな都市づくり」を推進し、社会資本の維持管理費をはじめとする行政コストの抑制、拠点間移動の効率化、二酸化炭素排出量の低減による環境負荷の軽減等につながる土地利用の実現を目指す。

併せて、本圏域が有する鉄道、幹線道路、長洲港の航路等から成る広域交通ネットワークによる交通利便性を活かし、広域圏における人流・物流の動向を踏まえた産業振興や観光振興に関する戦略と整合を図りながら、体系的な土地利用を推進する。

各都市計画区域が隣接する境界部や、類似の機能を担う拠点が近接する区域では、土地利用の方向性が不整合とならないよう、広域的な視点から連携して土地利用方針の調整を行う。

（２）都市施設整備の方針

①交通施設の基本方針

a. 広域圏の交通課題

本圏域は、JR 鹿児島本線や国道 208 号、国道 501 号、有明海沿岸道路など、南北方向の幹線交通軸が圏域全体を貫く構造を持ち、通勤・通学・通院などの日常的な移動も市町境界を越えて行われている。このため、交通施設の整備や公共交通の維持・改善には、広域的な調整が必要となっている。

また、鉄道駅や高速道路インターチェンジ、フェリーターミナルなどの主要な交通結節点は圏域全体の利用者を受け入れており、その機能強化は広域圏全体の利便性向上に直結する。さらに、災害時には幹線道路や鉄道が同時に被災する可能性があり、広域的な迂回ルートの確保や交通マネジメント体制の構築が求められている。

これらの課題を踏まえ、圏域全体の移動を支える主要な交通施設については、広域圏として一体的に整備方針を定め、計画的に取り組む必要がある。

b. 広域道路ネットワークの構築

高規格道路である有明海沿岸道路をはじめ、広域交通軸を担う幹線道路の整備を推進し、本圏域と熊本県内の他都市圏、並びに福岡県・佐賀県・長崎県等との広域的なネットワーク強化を図る。

併せて、広域幹線道路と圏域内の主要幹線道路との連携を強化し、広域的な交通体系と一体となった都市の骨格となる幹線道路網の構築を、広域圏として計画的に進める。

また、災害発生時に広域的な交通影響が生じる場合に備え、関係機関との連携のもと、広域的な迂回ルートの設定や情報提供、渋滞緩和策等を含む交通マネジメント体制を広域圏として構築し、迅速な運用が可能となる仕組みを構築する。

c. 鉄道・新幹線・フェリー等の広域公共交通の整備方針

本圏域には JR 鹿児島本線が縦断し、圏域内に 6 駅を有するなど、都市間移動において鉄道を利用できる良好な環境が整っている。また、新玉名駅を有する九州新幹線により、県内外の主要都市との広域的なアクセス性にも優れている。これら鉄道の優位性を維持・強化していくため、駅周辺の交通結節機能の充実、バス等との連携強化、パークアンドライド施設の整備などを、広域圏として一体的に検討・推進し、圏域全体の鉄道利用環境の向上を図る。

さらに、フェリー航路についても、アクセス道路やターミナル機能の改善等を通じて利便性の向上と利用促進に取組み、陸上交通と連携した広域的な交通ネットワークの一翼を担う交通施設として位置付ける。

d. 地域公共交通と交通結節点の整備方針

エコ・コンパクトな都市づくりの実現に向け、誰もが利用しやすい鉄道・バス等の身近な公共交通を中心とした交通体系の構築を図る。

特に、通学・買い物・通院等で公共交通を利用する若い世代や高齢者など多様な利用者に配慮し、交通事業者や関係自治体と連携して利便性向上に取り組むとともに、バスターミナル、駅前広場、乗り継ぎ拠点などの交通結節施設について、広域圏として計画的な整備を検討する。

また、自動車・自転車等から公共交通への円滑な乗り換えを可能にするパークアンドライド・バイクアンドライド施設、自転車駐輪場等の整備を推進し、広域圏全体として公共交通の利用しやすさを高める。

②下水道の整備方針

有明海沿岸の低平地に位置する本圏域の特性を踏まえ、生活環境の向上と水質保全に資するとともに、雨水の速やかな排除や流出抑制に寄与する下水道整備を計画的に推進する。

また、荒尾市・玉名市・長洲町にまたがる生活圏の連続性を踏まえ、汚水処理施設の広域的な役割分担や共同化を検討し、沿岸部の産業集積や拠点形成に対応できる下水道基盤を確保する。

さらに、老朽化が進む施設については、地震や高潮、豪雨に対する脆弱性を踏まえた更新・耐震化を進め、災害時にも広域的に機能を維持できる下水道システムを確保するとともに、有明海の水質保全に資する処理水管理や維持管理情報の共有化を図り、効率的で安定した施設運用を推進する。

③河川の整備方針

菊池川下流域や有明海沿岸低平地に特有の排水特性を踏まえ、洪水・内水氾濫のリスク軽減に向けた河川整備及び内水氾濫対策を計画的に推進する。

また、流域のあらゆる関係者が協働し、ハード・ソフト両面から浸水被害の防止・軽減を図るなど、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進する。さらに、高潮や豪雨時の水位上昇に対応した河川管理を強化し、安全性の向上を図る。

加えて、河川環境の保全・再生と水辺空間の適切な維持管理を進め、地域の自然環境と調和した良好な水辺環境の形成を目指す。

④その他の都市施設の整備方針

快適な都市生活の維持に不可欠な供給処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、水道、電気・ガス供給施設等）、教育・文化施設、厚生・福祉施設等については、人口減少や財政制約、施設更新時期の集中等を踏まえ、本圏域として一体的に整備することが有効であると考えられる。

このため、圏域全体での役割分担と共同利用を基本的な方向性とし、既存施設の更新・再編の必要性、需要動向、環境負荷の低減等を踏まえ、広域的な最適配置の観点から整備目標及び立地・配置方針について検討する。

（３）市街地整備等の基本的な方針

本圏域における市街地整備は、荒尾市・玉名市・長洲町が広域的に連携し、都市機能の適切な配置と市街地の持続的な維持・更新を図ることを基本方針とする。中心市街地は広域圏の中核として基礎的な都市機能を確保し、３市町が連携してその持続的な提供と質の向上を図る。

人口減少・高齢化に対応するため、立地適正化と公共交通ネットワークの強化により、居住と都市機能の集約を進め、持続可能な都市構造への転換を図る。

中心市街地の外縁部や幹線道路沿線においては、市街地の拡散を抑制し、広域的な土地利用調整と役割分担に基づく計画的な市街地整備を進める。

インターチェンジ周辺や新幹線駅周辺などの広域ネットワーク拠点では、必要に応じて市街地整備手法を活用し、計画的な都市基盤整備と機能集積を図ることで、広域的な人流・物流の結節機能を高める。

また、空き家や空き店舗、低未利用地の増加など共通課題については、「玉名市まちなか未来プロジェクト」のように、官民が連携した取組みを推進し、中心市街地の活性化や居住誘導と連動した広域的な利活用の仕組みづくりを進める。

（４）緑・景観の体系の方針

本圏域には、小岱山の自然林、市街地周辺の丘陵地、菊池川流域、有明海沿岸の干潟など、多様で連続性のある自然環境が広がっている。これらは生態系の保全、水源涵養、防災、景観形成など多面的な機能を担い、圏域の個性と魅力を形づくる重要な資源である。これらの自然要素を広域的な視点で一体的に保全・活用することが求められる。

森林、農地、水辺、干潟といった自然要素は、山から海へと連なる「水と緑のネットワーク」を構成しており、これらを面的・線的に結びつけ、圏域全体で緑の骨格を形成することが重要である。そのため、小岱山や丘陵地、河川流域、干潟などを核とした自然環境の連続性を確保し、圏域全体で保全・再生を推進する。

有明海の干潟についても、森林や河川と連動する生態系の終端として位置付け、広域的な視点で保全を図る。

また、都市内外の公園、緑地、水辺空間を面的・線的に連携させ、都市と田園・中山間地域、さらには海辺環境とのつながりを強化する。これにより、生態系ネットワークの形成とともに、災害時の避難空間や緩衝帯としての機能向上も図る。

さらに、万田坑や荒尾干潟、菊池川流域など、国際的・歴史的価値を有する地域資源と調和した景観形成を進め、圏域全体の魅力と一体感を高める。景観計画の活用や景観形成地域の指定を通じて、自然と文化が調和する都市景観の創出を図る。

（５）都市防災の方針

①都市防災の基本方針

本圏域は、有明海沿岸部や菊池川水系を有し、高潮や河川氾濫、内水氾濫のリスクにさらされている一方、山間部や丘陵地では土砂災害の危険性を有している。熊本地震では道路の寸断や住宅被害、ライフラインの途絶などにより生活基盤や経済活動に重大な影響を及ぼし、令和７年８月豪雨では内水氾濫による床上・床下浸水や道路冠水など深刻な被害を受けた。

近年の激甚化・頻発化する自然災害を踏まえると、これらの経験は、都市防災の重要性を改めて示しており、住民の生命や財産を守り、生活と経済活動を持続させるためには、本圏域の地形や土地利用状況などの特性を踏まえた総合的な防災対応の強化が急務である。

このため、災害リスクの高い区域においては、開発規制や土地利用の適切な誘導を進めることで被害の未然防止を図り、併せて、防災インフラの整備・強化を推進し、災害時における安全性と都市機能の維持を確保する。また、住民の防災意識を高めるとともに、自助・共助の力を育成し、地域の連携体制を総合的に強化する。

これらの取組みをハード・ソフト両面から多層的に展開することで、災害に対して強靱で持続可能な都市づくりを推進する。

さらに、行政区域を超えた広域的な協力体制を構築し、情報共有や迅速な対応を可能とすることで、圏域全体の防災力を高めていく必要がある。加えて、大規模災害後に迅速かつ着実な復旧・復興を進めるため、平常時から復興の課題や方向性を準備・共有し、地域社会がレジリエンスを発揮できる体制を整える。

これらの取組みは、「熊本県地域防災計画」や「熊本県国土強靱化地域計画」並びに圏域内の市町が策定する地域防災計画や立地適正化計画の防災指針等との整合を図りながら、計画的かつ効果的に展開するものとする。

②都市防災の対応方針

a. 防災・減災のための施設整備

本圏域は、有明海沿岸の低平地や菊池川流域に位置し、洪水や高潮、大雨による浸水被害のおそれがある地域である。

このため、菊池川や支流の改修、堤防強化、高潮対策施設の整備を計画的に進めるとともに、干拓地や沿岸部の排水機能を高めるため、公共下水道、排水機場、道路排水施設など関係事業と連携し、一体的な整備を推進する。

また、一定規模以上の開発においては、雨水の急激な流出を抑えるための調整池や浸透施設の設置を義務付け、開発行為に対する水害対策を強化する。

さらに、丘陵地や山間部では土砂災害の危険があるため、砂防堰堤や法面保護などの施設整備を推進する。加えて、森林、農地、干拓地の緑地などを適切に保全し、雨水の貯留・浸透・流出抑制機能を活かした減災対策を進める。

b. 災害情報の伝達と防災意識の向上

本圏域の災害リスクを踏まえ、平常時から洪水・高潮・地震・土砂災害等に関するハザードマップを公表し、広報紙や市町公式 SNS、防災行政無線などを活用して、地域特性に応じた防災情報を分かりやすく発信する。

災害発生時には、避難指示や警戒情報を迅速かつ的確に伝達できる体制を整備するとともに、住民が自らの避難行動を時系列で整理する「マイ・タイムライン」の作成を推進し、自助・共助による地域防災力の向上を図る。特に沿岸部や河川流域などリスクの高い地区では、地区防災計画と連動させ、避難路や避難所の情報を重点的に周知する。

情報提供にあたっては、ハザードマップ等の「プル型」の情報に加え、住民の情報端末へのメール配信や緊急速報など「プッシュ型」の手法を組み合わせ、誰もが迅速に確認できる仕組みを整える。さらに、デジタル技術を活用し、避難場所や避難経路を地図上で直感的に把握できるよう工夫することで、住民の防災意識を高め、生命を守るための行動につなげる。

c. 災害リスクを踏まえた土地利用の適正化

本圏域北東部等の中山間地に分布する土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の災害レッドゾーンにおいては、新たな開発を抑制し、災害リスクの低減と住民の安全性を確保するとともに、既存の住宅等についてはより安全な区域への誘導を促進するための支援を行い、跡地の多面的な活用について検討を推進する。

また、菊池川をはじめとする主要な河川の流域における洪水浸水想定区域や、有明海沿岸部の津波及び高潮による浸水想定区域では、浸水リスクを踏まえた土地利用の適正化を図るとともに、住宅や公共施設等の浸水対策を促進する。

市町が策定する立地適正化計画においては、これらのリスクを踏まえた居住誘導区域を設定するとともに、残存リスクについては防災指針に基づき適切なハード・ソフト対策を位置付けるものとする。

d. 内水氾濫への対策

本圏域では、令和7年8月豪雨での深刻な内水被害を教訓とし、内水氾濫対策の強化を推進する。

内水氾濫のリスクが高い低平地、排水不良地においては、市町が行う排水ポンプの整備と合わせた河川改修や排水機場の耐水化を進める。

また、市町が主体となり、雨水管理総合計画等に基づく、流出抑制対策や排水施設の整備、定期的な点検を計画的に推進する。

さらに、ソフト対策として、確実な住民避難につなげるための河川監視カメラの増設や、内水ハザードマップの作成、排水機場が被災した場合に備えた緊急時の行動計画（BCP）の見直しや充実を図る。

e. 災害に強い市街地の形成

地震による建築物の倒壊から住民の生命や財産を守るため、建築物の耐震診断や改修の促進とともに、耐震に関する知識の普及啓発に努める。特に玉名市中心部などの密集市街地では、地震時の倒壊や火災延焼による被害拡大を防ぐ

ため、土地利用の見直しと併せて、延焼を防ぐ道路や公園などの都市施設を計画的に整備する。

さらに、有明海沿岸部や菊池川流域では、浸水や液状化のリスクを踏まえた都市基盤の強化を進めるとともに、公園や緑道などを『グリーンインフラ』として整備・活用し、災害時の緩衝地帯や避難地として機能させることで、都市環境の防災力向上を図る。

f. 避難所、避難路の整備

災害時に避難者を安全に受け入れるため、防災機能を備えた公園の整備や、避難所として活用される学校体育館の耐震化を計画的に推進し、非常用電源や給水・衛生環境の確保を図る。特に、沿岸部や河川流域では浸水リスクの少ない高台に広域避難場所を配置し、密集市街地では延焼遮断帯として機能する道路や公園などの都市施設を拡充する。

また、避難者が迅速かつ安全に避難できるよう、指定緊急避難場所へ通じる道路や緑道の整備を進め、冠水時でも通行可能な代替ルートの確保、照明や誘導サインの整備、段差解消など歩行者の安全性とバリアフリー性に配慮した避難路ネットワークを強化する。

さらに、高齢者や障がい者などの要配慮者を受け入れる福祉避難所の整備・運用体制の充実や、ペット同伴避難が可能な施設の確保とゾーニング・備蓄の充実を進め、誰もが安心して避難できる環境づくりを推進する。

g. 災害に強い道路ネットワークの形成

熊本地震の際には、九州縦貫自動車道をはじめとする広域的な道路網が寸断され、国道 208 号や国道 501 号等に迂回交通が集中したことで、大規模な交通渋滞が発生し、広域的な交通障害を生じた。令和 7 年 8 月豪雨においても内水氾濫により道路の通行止めが発生し、交通機能が麻痺するなど広域的な影響が生じた。

これらの経験を踏まえ、災害時のリダンダンシー確保を目的として、有明海沿岸道路をはじめとする災害に強い広域幹線道路ネットワークの形成を推進

し、緊急輸送の確保と地域の孤立防止を図る。

h. 関係者協働による「流域治水」の推進

近年、豪雨災害の激甚化・頻発化により洪水や土砂災害のリスクが高まっている中、従来の河川や下水道など管理者主体の治水対策に加え、国・熊本県・流域自治体・企業・住民など多様な主体が連携・協働して取り組む「流域治水」を強化し、その実効性を高める。

氾濫域を含めた流域全体を一体として捉え、丘陵地の森林保全による水源涵養、菊池川流域の農地や有明海沿岸の干拓地の保水・遊水機能の活用など地域資源を組み合わせることで、水害リスクを軽減する。

さらに、玉名市中心部や観光地における避難体制の強化を含め、行政機関、地域住民、農業者、企業、観光事業者が協働し、流域全体で水害リスクを低減し、安全で持続可能な地域づくりを推進する。

i. 防災拠点等の整備・充実

災害発生時に災害対策本部として機能する市役所本庁舎及び町役場本庁舎については、災害情報や避難に関する情報等の重要情報の一元的な収集・管理を徹底するとともに、業務継続性に向けて業務継続計画（BCP）の適切な見直しを行う。

防災拠点については、緊急輸送道路ネットワークと連携し、広域からの受援及び後方支援を円滑に実施できるよう、拠点機能の強化及び役割分担の明確化を進める。

具体的には、洪水時の水防活動や緊急復旧活動を担う元玉名地区河川防災ステーション、現在整備中の有明海沿岸道路沿道の立地条件を活かし広域的な防災拠点として防災道の駅への登録を目指す道の駅『ウェルネスあらお』等について、関係機関と連携し、資材置場・防災倉庫・非常用電源の整備及び資機材・人員の計画的な配備を推進する。

j. 復興まちづくりの事前準備

本圏域においては、菊池川流域や有明海沿岸部の水害リスク、熊本地震の経験を踏まえた地震リスクなど、地域特性に応じた災害への備えが求められる。

今後発生が想定される大規模災害に備え、復興まちづくりの目標・方針や課題及びその対応策について予め関係機関と協議のうえ、事前復興まちづくり計画の策定を推進する。災害発生時には、当該計画を基礎として、地域特性に応じた適切な規模での被災地の復興を図るため、復興まちづくり方針・計画を速やかに策定し、より良い復興の実現を目指す。

k. 広域防災協力体制の確立

本圏域では、行政界を超えた広域的な視点に立ち、避難所や防災拠点の相互利用を推進するとともに、関係機関との連携による情報共有体制を強化する。

災害発生時には、圏域全体で迅速かつ効率的な対応が可能となるよう、緊急輸送道路ネットワークを活用した物資輸送や後方支援体制を整備し、地域特性に応じた防災拠点の機能強化を進める。

また、平常時から広域的な協力体制を構築し、訓練や協議を通じて実効性のある広域防災体制を確立する。

さらに、広域避難計画の策定、医療・福祉資源の相互支援、ライフライン復旧における広域連携、統一的な情報発信体制の整備など、行政界を超えた取組みを推進する。

3. 区域区分の決定の有無

本圏域の3つの都市計画区域には、区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めない根拠は、以下のとおりである。

- ① 本圏域における人口は減少傾向にあり、今後も同様の動向が継続すると見込まれる。

また、圏域内において今後の都市計画に直接的な影響を及ぼす大規模プロジェクトの実施予定は現時点で存在していない。加えて、既存市街地には、空き家や空き店舗、低未利用地等の未利用ストックの活用や土地利用の高度化を図る余地が残されている。

これらの状況から、本圏域では都市的土地需要は既成市街地内で収容可能であり、急激な市街地拡大が生じる可能性は低い。

- ② 幹線道路沿道や用途地域外の既存集落においては、小規模な開発等に伴い市街化の傾向が一部に認められる区域も存在するが、地域地区、地区計画等の土地利用に関する都市計画制度や、立地適正化計画制度を適切に運用することにより、当該区域における無秩序な市街化を抑制し、土地利用の規制・誘導を効果的に図ることで、良好な市街地の形成が可能である。

①の通り急激な市街化は進行しないと想定され、②に示す適切な土地利用の規制・誘導を図ることで、本圏域が有する豊かな自然や農地との調和を保ちながら市街地の形成を進めることが可能である。

4. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要用途の配置の方針

a. 商業・業務地

JR 荒尾駅を中心とした荒尾市役所周辺から海陽町（南新地土地区画整理事業地内）にかけての一角、大規模な商業店舗や娯楽施設など多様な集客機能が集積する緑ヶ丘地区、国道 208 号沿道、JR 玉名駅周辺及び同駅から玉名温泉に至る区域、高瀬地区、岱明支所周辺、新玉名駅周辺、一般県道寺田岱明線沿道、長洲町役場から JR 長洲駅にかけての一角、国道 501 号沿道等を、商業・業務地として位置付ける。

これらの区域では、周辺の住宅地や農地、自然環境との調和に配慮しつつ、商業・業務機能の多様化及び集積を促進し、広域圏における利便性や賑わいを支える商業・業務地の形成を図る。

b. 住宅地

都市機能や交通の拠点が集積する都市拠点の周辺は、商業、医療、公共交通などの生活サービスを身近に利用できる住宅地として、生活利便性が高い良好な住環境の形成を図る。特に、JR 荒尾駅や JR 玉名駅の周辺、長洲町中心部など、居住環境の集積が進む地区では、JR 駅や中心市街地との連携を強化し、歩いて暮らせるコンパクトで快適な住宅地の形成を進める。

また、主要幹線道路沿道等では、都市計画事業や民間活力を活用した計画的な都市基盤整備により、交通利便性を活かした住宅地への土地利用の誘導を図るとともに、周辺の農地や自然環境との調和に配慮した緑化を推進し、緑豊かでうるおいのある住環境の実現を目指す。

c. 工業地

臨海部の荒尾市大島地区や長洲町名石浜地区をはじめ、荒尾市水野地区、増永地区、高浜地区のほか、国道 208 号や県道寺田岱明線等の沿道など、既に工場が立地している区域については、工業系用途地域や工業団地の特性を踏まえ

つつ、既存の工業系土地利用の維持・活用を図る。

新たな工場等の立地については、既存の工業団地や工業系用途地域への集積・誘導を基本とし、住宅地や農地との適切な距離の確保、交通アクセス、環境負荷などの周辺環境への影響に配慮しながら、立地の適否を判断する。その際、工業用水道や排水処理施設、電力・ガスなどの基盤的都市インフラの供給能力や更新状況、災害時の継続性にも留意し、必要に応じて用途地域の見直しや沿道の土地利用調整を行い、工業系土地利用の適正な形成を図る。

②土地利用の方針

a. 土地の高度利用に関する方針

本圏域においては、JR 各駅周辺や市役所・町役場周辺などの都市拠点を中心に、道路・鉄道等の基盤施設が集積する利便性の高い区域において土地の高度利用を図り、広域的な都市機能を担う拠点的市街地の形成を進める。

JR 荒尾駅周辺及び多様な集客機能が集積する緑ヶ丘地区については、計画的な都市空間の形成に努めるとともに、日常的な生活圏を越えた広域を対象とした業務・商業・行政・文化等の高次都市機能の集積と土地の高度利用を進める。

玉名市役所を中心に、国道 208 号沿線及び JR 玉名駅周辺地区を併せた一帯については、幹線道路や鉄道との結節性を活かし、計画的な都市空間形成を進めるとともに、広域的な業務・商業・行政・文化等の高次都市機能の充実と土地の高度利用を図る。

九州新幹線新玉名駅周辺については、県北地域の玄関口にふさわしい交通結節拠点として位置付け、観光案内などの情報発信機能、交流機能及び居住機能の導入を図る。また、周辺の農地については田園景観づくり等に活用し、新幹線駅周辺にふさわしい良好な景観と調和した土地利用を推進する。

さらに、玉名市役所などの公共施設の移転跡地を含め、都市拠点における土地の高度利用を図る際には、良好な都市景観の形成に配慮し、建築形態規制・誘導や公共空間の緑化等を適切に検討しつつ、官民が一体となった魅力的で高密度な市街地形成を進める。

b. 用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針

用途地域の指定がない既存集落においては、集落の秩序ある土地利用を確保し、良好な住環境の形成や機能的な土地利用の推進を図るため、用途地域の指定による用途転換の可能性を検討する。

周辺環境や営農環境を維持し、無秩序な市街化の拡大を抑制すべき区域については、特定用途制限地域等を活用し、住工混在の解消等による用途の純化を基本とした計画的かつ持続的な土地利用の規制・誘導に努める。

交通利便性が高い都市拠点や幹線道路沿道等においては、地域住民のニーズや地場産業の立地状況を踏まえ、商業・業務機能と居住機能を組み合わせた用途の複合化を推進し、定住の促進と地域活性化を図る。

新たな工業系の土地需要が発生した場合には、住環境や自然環境への影響を考慮しつつ、既存の工業系土地利用との連続性やインフラ整備状況を踏まえ、適切な区域への集約・誘導を図る。

良好な住環境が形成されている地区については、専用住宅地としての土地利用の維持・純化を進め、安定した居住環境の保全に努める。

c. 居住環境の改善又は維持に関する方針

JR 荒尾駅周辺、JR 玉名駅周辺、長洲町中心部などの既成市街地では、老朽建築物の増加、狭隘道路の残存、空き家の増加などが課題となっている。また、郊外部では農地と住宅が混在し、生活利便性の低下や都市基盤整備の非効率化が生じている。これらの状況を踏まえ、地区の特性に応じた居住環境の改善・維持が求められている。

既成市街地では、道路・公園等の都市基盤の計画的整備を進め、ユニバーサルデザインの導入により安全で快適な生活環境を形成する。併せて、老朽建築物の更新や狭隘道路の解消を図り、防災性の向上と良好なまちなみの形成を進める。

さらに、駅周辺を中心に増加する空き家については利活用を促進し、居住誘導区域内の住宅ストックの再生を進めるとともに、生活環境に悪影響を及ぼす空き家は解体・撤去を進め、地域の安全性と景観の向上を図る。

郊外部では、用途の混在や住宅の散在による無秩序な市街化を抑制し、農地や自然環境との調和を図りながら計画的な土地利用を推進する。

また、生活利便性の維持に必要な都市基盤や公共交通の確保を図り、低密度な居住地の拡散による都市基盤整備の非効率化を防ぐ。

これらの取組みを通じて、広域圏全体で持続可能で魅力ある居住環境の維持・改善を推進する。

d. 都市内の緑地又は都市の風致の整備及び維持に関する方針

都市内における住民の憩いやレクリエーションの場、災害時の避難空間として機能し、都市の景観形成に寄与する公園・緑地等については、広域的な緑の骨格と身近な生活環境の緑の双方が確保されるよう、適正な配置とネットワーク化を図る。

小岱山をはじめとする山麓部の森林や有明海沿岸の水辺、主要河川沿いの緑地、歴史的街並みや社寺林等と一体となった緑など、都市の風致及び生態系の保全に重要な区域については、都市計画公園・緑地、風致地区等の活用や、建築物の高さ・形態・色彩等における景観配慮を促し、良好な景観と自然環境の保全を図る。

また、中心市街地や幹線道路沿道、駅周辺等においては、公開空地や敷地内緑化の確保、街路樹の整備等を通じて、望ましい市街地像と調和したオープンスペースの創出を官民一体で推進し、潤いと賑わいのある都市環境の形成を図る。

e. 優良な農地との健全な調和に関する方針

菊池川流域の平野部や小岱山の山間部等に広がる用途地域外の農地は、本圏域の農業生産を支える重要な基盤である。都市計画上保全が望ましい農地と、農業振興の観点から重要な農地について、相互に調整を図りつつ、農地のまともの維持と市街地との健全な調和を確保する。

そのうえで、必要に応じて用途地域が定められていない区域における建築行為の適正化や特定用途制限地域の活用に加え、地区計画等により農地周辺の土

地利用の適正化を図ることで、優良な農地の保全に資する環境を確保する。

f. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

本圏域において懸念される洪水、土砂災害、高潮等の自然災害に対応するため、災害リスクの高い区域における新たな居住や都市機能の立地を適切に規制・誘導し、土地利用の面からリスク低減を積極的に推進する。

土砂災害特別警戒区域等の災害リスクの高い区域では、災害防止の観点から開発を抑制する。

また、主要な河川に隣接する地域や沿岸部の地域等については、洪水、高潮、津波等の水害リスクの防止の観点から、無秩序な市街化を抑制することを基本とし、土地利用を検討する際には適切な防止対策を講じ、安全性を確保する。

g. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本圏域における自然林、丘陵地の果樹園、農地、河川・ため池、水辺空間、干潟等は、生態系の維持、水源涵養、景観形成に寄与する重要な自然環境である。これらの区域については、自然環境形成の観点から市街化の抑制を図る区域として、適切な土地利用の誘導を図る。

特に、荒尾干潟周辺の沿岸域、菊池川水系の河川沿い及び氾濫原、丘陵地の果樹園・森林地帯、農地やため池群は、地域の自然環境を支える基盤であることから、必要に応じて特定用途制限地域の活用や用途地域が定められていない区域における建築行為の適正化など、土地利用制度の活用を検討しつつ保全を図る。

また、これらの自然環境を面的・線的に連続して保全することで、生態系ネットワークの形成を促進し、持続的な土地利用の実現に努める。

h. 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域指定区域については、都市機能の集積を図るため、立地適正化計画

制度等を活用し、居住機能や都市機能の誘導を適切に進める。

また、用途地域外に点在する既存集落については、地域環境の維持・保全を基本とし、地区計画制度、特定用途制限地域、建築形態規制制度等を活用して、地域の実情に応じた土地利用の管理を行う。併せて、地域住民の生活に必要な身近な生活サービスや基盤施設（商店、集会施設、生活道路等）の確保・充実を図り、地域コミュニティの維持につなげる。

i. 大規模集客施設の立地に関する方針

大規模集客施設は、広域的に都市構造へ大きな影響を及ぼし、市街地の無秩序な拡大を招くおそれがあることから、商業・業務地を除き、原則として立地を抑制する。

商業・業務地においては、特別用途地区（娯楽レクリエーション地区等）の指定状況を踏まえ、周辺環境や交通負荷に配慮した適正な土地利用を確保する。

なお、大規模集客施設の立地制限を解除する都市計画の決定又は変更を行う場合は、「大規模集客施設の広域調整に関する方針」に基づき、広域的な影響の検証と関係自治体との調整を行ったうえで、都市計画手続きを進める。

（２）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

①交通の方針

a. 基本方針

本圏域における交通体系は、自動車、鉄道、路線バス、フェリーなど多様な交通手段により構成されており、地域住民の生活や産業活動を支える重要な基盤となっている。自動車は日常生活における主要な移動手段として広く利用されている。一方で、鉄道は都市間移動の基幹的役割を担っており、特に九州新幹線新玉名駅の整備により広域的な交流が可能となったことで、圏域の利便性は一層向上している。また、路線バスは幹線道路を中心に圏域内外を結び、通学や高齢者の移動手段として重要な役割を果たしている。さらに、長崎県とのフェリー航路は、海上交通として圏域の交流を支えている。

これらの交通手段の特性を踏まえ、広域レベルから地区レベルまでの交通機関の役割分担と連携を明確にし、圏域全体として効率的で利便性の高い交通体系を構築することが求められる。

本圏域では、以下の方針に基づき、交通施設の整備・改善を進め、円滑な広域交流、産業活動の活性化、快適で利便性の高い生活環境の確保に資する交通体系の確立を図る。

ア）圏域内外をつなぐ幹線道路網の形成

九州における主要なネットワークを構成する広域連携軸、周辺他都市圏や福岡県・佐賀県・長崎県等との交流・連携を促進する都市連携軸と、圏域内の拠点間を結ぶ地域連携軸により構成される幹線道路網を計画的に形成する。これらの道路は、広域交通体系の骨格として位置付け、交通拠点や駐車場等の交通施設との連携を図りながら整備を進める。

橋梁やトンネル等の道路構造物については、長寿命化に資する計画的な維持管理を推進し、幹線道路網としての機能を安定的に確保する。

また、緊急輸送道路や避難路としての役割を担う幹線道路については、防災性の向上を図る観点から、適切な維持管理・更新を行うとともに、無電柱化の推進に取り組む。

イ) 誰もが安全で快適に移動できる環境の形成

歩行者や自転車利用者が安全に移動できる道路空間を確保するため、歩道や自転車走行空間の整備、交通安全施設の充実を図る。特に、子ども、高齢者、障がい者、外国人など、多様な利用者に配慮し、段差や勾配の改善、ゆとりある歩行空間の確保など、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた道路空間の形成を推進する。

また、自動車・自転車・歩行者が共存できる道路空間の再編を進め、都市内の移動の質を高める交通環境の整備を図る。

ウ) 利便性の高い公共交通の実現

住民の移動利便性の向上と環境負荷の低減を図るため、公共交通の利便性向上と利用促進に取り組む。鉄道駅や主要拠点とバス停、行政施設等を結ぶネットワークを強化し、徒歩・自転車との円滑な連携を図ることで、公共交通を中心とした移動体系の形成を推進する。

また、路線バスや乗合タクシー等の地域公共交通については、鉄道駅や主要拠点との結節を重視したネットワークとして位置付け、ダイヤ調整や路線構成の見直し等と併せて、交通結節点との連携を強化する。多様な移動ニーズに対応した利便性の高い交通手段の確保に努める。

b. 主要な施設の配置の方針

ア) 道路

本圏域の道路ネットワークは、九州全体の主要な骨格となる「広域連携軸」、都市間の交流・連携を担う「都市連携軸」と、圏域内の拠点間を結ぶ「地域連携軸」により構成される。

本方針では、これらの道路を圏域の骨格として位置付け、主要な道路の概ねの配置と整備の方向性を示す。

有明海沿岸道路は、沿岸部を南北に結ぶ自動車専用道路として、広域的な交流・連携の促進や国道 208 号等の一般道路の混雑緩和を担う路線であり、その整備促進を図る。

国道 208 号、国道 389 号、国道 501 号は、圏域外との交流・連携を支える広域連携軸として、関係機関と連携しながら機能強化を図る。

熊本県新広域道路交通計画に構想路線として位置付けられている有明海沿岸連絡道路については、広域的な移動を支える新たな交通軸として、災害時のリダンダンシーの確保や新たな観光・物流ルートの創出に資することが期待されるため、関係機関と連携し、今後、地域の実情に応じて必要な検討を進める。

主要地方道熊本玉名線、一般県道平山荒尾線、都市計画道路赤田上沖洲線等は、都市連携軸を補完し、本圏域の骨格を形成する地域連携軸であり、地域内の主要拠点を連絡し、市街地の骨格軸としての役割も担うことから、未整備区間の整備促進、未改良区間の改良、歩行者・自転車走行空間の整備を計画的に推進する。

また、有明海沿岸道路の整備状況を踏まえ、同道路と周辺的一般道路や地域を結ぶアクセス道路を計画的に整備し、広域連携軸、都市連携軸及び地域連携軸のネットワークの一体性を高める。

イ) 鉄道

JR 荒尾駅、JR 玉名駅、JR 長洲駅、九州新幹線新玉名駅は、本圏域における鉄道交通の主要な結節点として位置付け、都市拠点に集積する行政・商業・医療等の都市機能との連携を図りながら、その利便性とアクセス性の向上を図る。

駅周辺については、ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間や乗継空間の整備を進め、誰もが利用しやすい鉄道拠点の形成に努める。

また、都市拠点外の JR 各駅についても、鉄道を中心とした広域的な移動を支える拠点として、パークアンドライドを促進するための駐車場・駐輪場等の計画的な整備を検討し、公共交通の利用促進を図る。

ウ) その他

市街地内の主要施設と市街地外の主要な集落を連絡するコミュニティバスや乗合タクシーについては、鉄道駅や主要拠点との結節を重視したネットワーク

として位置付け、多様な利用者の移動ニーズに対応できるよう、利便性の向上と運行体系の充実を図る。特に、子ども、高齢者、障がい者、外国人等、誰もが移動しやすい環境の実現に向け、バス停周辺の歩行空間整備や案内機能の充実に努める。

さらに、自動運転技術の活用や公共ライドシェアの導入等についても検討を進め、多様な交通手段の整備を推進する。

また、長洲港と JR 長洲駅間の連絡性を高めることで、利用者の利便性向上とフェリー航路の利用促進を図り、長洲港を本圏域における広域的な海上交通の拠点として位置付ける。

c. 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備又は事業着手を予定する主要な施設は以下のとおりとする。

種別	地域	事業内容
都市計画道路	荒尾	1. 5. 1 荒尾長洲線
		3. 4. 12 万田下井手線
		3. 7. 8 中央野原線
	玉名	3. 5. 5 前田東線
		3. 5. 8 玉名駅平嶋線
		3. 5. 9 玉名駅下町線
	長洲	3. 3. 3 赤田上沖洲線
		3. 4. 8 長洲岱明線

②下水道及び河川

a. 基本方針

ア) 下水道

本圏域の下水道は、市街地を中心に整備が進んでいる。今後も快適で衛生的な生活環境を確保するため、「くまもと生活排水処理構想」の方針に基づき、公共下水道を基本としつつ、地域の市街地形成状況に応じて、適切な生活排水処理施設の整備を進める。

汚水処理については、人口密度や土地利用の状況に応じて、効率的な処理方式を選択し、整備を計画的に推進する。

雨水対策の一環として治水施設と連携しつつ、雨水の速やかな排除、貯留及び浸透を組み合わせることで、流出量の低減を図る。

既存の下水道施設については、地震、洪水、内水氾濫、高潮・津波などの自然災害に備えた防災対策を強化する。

また、ストックマネジメントの考え方にに基づき、計画的な維持修繕を行うことで、施設の長寿命化と機能向上を図り、安全性と災害対応力の向上に努める。

イ) 河川

直轄河川である菊池川等及び県管理の主要河川については、河川整備計画との整合を図りつつ、洪水・高潮等の水害に対する安全性の確保を最優先とする。

流域全体での治水を推進し、河川が形成する自然環境の保全と都市との調和を図りながら、水辺空間の質的向上と良好な都市環境の形成に資する整備を進めることを基本とする。

近年の気候変動に伴う水害リスクの増大を踏まえ、流域治水プロジェクトに基づき、関係機関が連携して流域全体での治水対策を強化する。

ハード・ソフト両面の施策を組み合わせ、浸水被害の防止及び軽減を図る。特に、都市化の進展により低下しつつある保水・湧水機能については、土地利用の適正化や緑地の保全・創出等を通じて涵養を促進し、河川への負荷を抑制する。

洪水・内水氾濫の危険性が高い区域においては、ハザードマップの周知・活用を徹底し、警戒避難体制の充実を図る。

住民の防災意識向上と避難行動の確実性を高めることで、水害による被害の最小化を目指す。

荒尾区域については、有明海沿岸における高潮及び内水氾濫への備えを重視し、沿岸部の防災機能の強化を重点的に進め、水害リスクの低減を図る。

玉名区域については、菊池川流域を中心に位置し、洪水リスクと自然環境の保全課題が共存するため、治水対策と環境保全を両立させる施策を推進し、河川環境の質的向上を図る。

長洲区域については、菊池川下流域における氾濫リスクに対応した流域治水を展開し、地域の安全性向上と持続可能な土地利用を促進する。

b. 主要な施設の配置方針

ア) 下水道

本圏域における地形特性や市街地の分布、人口密度、土地利用の状況を踏まえ、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業などから最適な手法を選定し、計画的に整備を推進する。

また、維持管理にかかるコストの縮減と安定的な運用を図るため、低コストで管理可能な新技術やシステムの導入を積極的に検討する。

これらの方針に基づき、必要な施設を適切な場所に配置し、機能性と効率性を兼ね備えた下水道整理の整備を進める。

市街地周辺に点在する集落等については、まちづくりの方向性、集落の規模、居住形態、生活圏との結びつき、維持管理の容易さ、投資効果などの個別条件を踏まえ、地域特性に応じた処理方式を選択し、効率的な施設配置を図る。

また、雨水管理総合計画等を踏まえ、内水氾濫リスクの高い区域を優先し、管渠の増強、貯留施設の整備、ポンプ場の機能向上など、雨水排水機能の強化に資する下水道施設の配置・整備を推進する。

イ) 河川

直轄河川である菊池川等及び県管理の主要河川（境川、浦川、菜切川等）については、河川整備計画との整合を図りながら、河川改修、堤防強化、護岸整備等の治水施設の配置・整備を進め、都市の治水安全度の向上を図る。

また、河川沿いの散策路や緑地の整備等を通じて河川景観を保全し、住民が

水辺に親しめる空間の形成を進める。

菊池川流域については、「菊池川流域治水プロジェクト」に基づき、堤防・護岸の強化、河道改修、遊水池・調整池の検討等のハード対策と、農地・森林の保水機能の活用や都市排水施設との連携等のソフト対策を組み合わせ、流域全体で浸水被害の防止・軽減を図る。これらの対策を踏まえ、必要な治水施設の配置や機能強化を計画的に進める。

二級水系については、干拓地を中心とした下流部平地や、丘陵地に形成される市街地など、多様な地域特性を有することを踏まえ、「玉名圏域二級水系流域治水プロジェクト」に基づき、地域特性に応じた浸水被害の防止・軽減対策を実施する。関係機関、地域住民、土地所有者等が協働し、流域全体で水害リスクを低減する流域治水を推進し、必要な治水施設の整備・配置を進める。

c. 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備又は事業着手を予定する主要な施設は以下のとおりとする。

種別	地域	事業内容
下水道	荒尾	大島処理区
	玉名	玉名処理区、岱明処理区
	長洲	長洲処理区
河川	玉名	菊池川、境川

③その他の都市施設

a. 基本方針

供給処理施設、教育・文化施設、厚生・福祉施設等の主要な都市施設については、利用圏域（市町単独か広域利用か）、施設規模及び機能（広域的整備の合理性）、周辺環境への影響（生活環境・自然環境への配慮）、既存施設の老朽化状況及び更新時期、圏域全体の効率性（運搬距離、処理能力、財政負担等）、さらには周辺自治体との広域連携の必要性といった観点から都市計画決定を行う。

これらの観点を踏まえ、立地、規模、整備時期等を総合的に検討し、必要に

応じて施設の再編・集約や機能強化を図る。

b. 主要な施設の配置方針

ア) ごみ処理施設

本圏域のごみ処理については、大牟田・荒尾清掃施設組合及び有明広域行政事務組合が行っている。圏域内には、荒尾市ごみ中継基地[※]と長洲町の有明広域行政事務組合クリーンパークファイブが配置されており、これらの施設が圏域のごみ処理の一部を担っている。

今後は、これらの施設の更新時期や処理量の変動を踏まえ、圏域全体での効率的な処理体制の構築を図る。

また、住民・事業者との協力や広域的な取組みとの整合を図りつつ、再資源化の高度化や環境負荷の低減に配慮した施設の整備・更新に努める。

※自己搬入、粗大解体、福祉収集分

イ) し尿処理施設

本圏域のし尿処理については、荒尾市の松ヶ浦環境センター、玉名市の有明広域行政事務組合第一衛生センター、玉名市水の守により実施されている。

今後は、下水道整備の進展、施設の老朽化、運搬距離等を考慮し、圏域として最適な処理体系を検討する。特に、複数施設が存在する現状を踏まえ、統合・再編の可能性や下水道施設への移行についても検討を進め、効率的かつ持続可能な収集・処理体制の確立に努める。

（３）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

本圏域における市街地開発事業は、人口減少・高齢化や中心市街地の活力低下、幹線道路沿道への開発の偏在、災害リスクの顕在化といった広域的課題に対応するため、都市機能の適切な集約、公共交通と連携した市街地再編、防災性の向上を図ることを基本方針とする。

JR 荒尾駅周辺については、南新地土地区画整理事業により形成された基盤を活かしつつ、道路や公園などの都市基盤の充実を図り、宅地利用の促進につなげる。また、ウォークアブルなまちづくりと連携し、歩行者ネットワークの強化、公共空間の質的向上、沿道の土地利用の高度化を進める。さらに、有明海沿岸道路との一体的な都市づくりにより、広域的な交通利便性を活かした都市機能の集積と、駅周辺と周辺市街地の一体的な活性化を促進する。

JR 玉名駅周辺及び市役所周辺の中心市街地については、歩行空間の改善、公共施設の再配置、街なみの再生等を通じて、都市機能の集約と回遊性の向上を図る。

九州新幹線新玉名駅周辺については、既成市街地との連携を図りながら、駅前広場、アクセス道路、公共交通結節機能の強化等を総合的に検討し、必要に応じて土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的整備手法の導入を検討する。

長洲町役場周辺については、公共施設の再配置や歩行空間の改善等を通じて、生活拠点としての機能強化を図る。

国道 208 号沿道については、区域特性に応じた計画的な土地利用転換と基盤整備を進める。業務・物流機能の集積が見込まれる区域では、交通利便性を活かした土地利用の高度化や交通結節機能の強化を図る。

一方、空き家や空き店舗、低未利用地が集積する区域では、用途地域や地区計画と連動した面的整備手法を活用し、居住環境の改善と都市機能の再編を推進する。

（４）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

①基本方針

本圏域における自然的環境は、生態系の保全、防災、水源涵養、景観形成など多様な機能を担っており、これらの機能を将来にわたり維持・発揮させるためには、計画的な整備・保全が必要である。

そのため、都市と田園・中山間地域が一体となった持続可能な都市環境圏の形成を推進する。特に、JR 駅や市役所・町役場周辺の市街地と、菊池川流域や小岱山周辺の田園・中山間地域との連携を図ることで、自然環境との調和を図った都市構造の形成を目指す。

併せて、都市内の緑空間については、公園、緑地、広場等の公共空間の整備を計画的に進めるとともに、必要に応じて風致地区や緑地保全地区の指定を行い、都市防災、環境保全、景観形成、健康・レクリエーション等の多様な機能を確保する。

菊池川流域や圏域北東部の中山間地域においては、地域が主体となり、森林や農地の保全・再生を推進する。これにより、風致や農山村景観の保全、地下水の涵養、土地の保全など、多面的機能の維持を図る。

有明海沿岸の干潟を含む水辺環境は、海洋環境及び生態系の保全機能を有する重要な自然資源であることから、広域的な緑の体系の一部として位置付け、関係機関と連携してその保全と活用を推進する。

②主要な緑地の配置方針

本圏域の豊かで良好な自然的環境を構成する主要な緑地等を、環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統及び景観構成系統の４つの系統に分類し、各系統の特性に応じた配置方針を示す。

a. 環境保全系統

圏域北東部に連なる小岱山系の山地・丘陵地や菊池川等の主要な河川空間は、生物の生息・生育・繁殖の場としての機能を有し、都市気象の緩和や環境負荷の軽減に寄与する重要な緑地である。これらの広域的な自然環境について

は、本圏域の環境保全機能を支える基盤として、その保全に努める。

市街地周辺の樹林・水辺についても、良好な住環境の形成に不可欠な緑地として適切な保全と管理を図る。

ア) 荒尾都市計画区域

屋形山一帯の丘陵地は、市街地に隣接しつつも豊かな自然的環境を有する重要な緑地であることから、自然環境を活かしつつ保全を図る。また、浦川や池黒池、赤田池等の溜池及び有明海の海岸線一帯については、生態系に配慮した水辺環境として、その保全と適切な管理に努める。

イ) 玉名都市計画区域

市街地中心部の緑地帯及び菊池川等の河川空間は、都市内における貴重な自然環境であり、生態系に十分配慮した保全を図る。

また、街路樹や緑地帯等については、健全な都市環境の形成に不可欠な社会資本として、計画的な配置及び維持・管理に努める。

ウ) 長洲都市計画区域

市街地中心部の緑地帯及び河川空間は、生態系に配慮した保全を基本としつつ、周辺の土地利用との調和を図りながら、良好な都市環境を支える基盤的な緑地として適切に保全する。

また、金魚と鯉の郷広場、浦川、菜切川、有明海等の緑や水辺については、うるおいのある空間を構成する環境保全系統の緑地として、水と緑のネットワークの連続性の確保に努める。

b. レクリエーション系統

地域住民が利用するレクリエーションの場となる緑地は、日常的に利用する身近な公園・緑地と、週末等に広域的に利用されるレクリエーション拠点から

構成され、心身の健康の増進や交流の促進に寄与する。これらの利用機能に応じて適切に配置し、その充実を図る。

蛇ヶ谷公園、荒尾運動公園、桃田運動公園、長洲町総合スポーツセンターなどの広域的なレクリエーション拠点については、週末圏的な利用を支える施設として、スポーツ・レクリエーション機能の充実と適切な維持管理に努める。

また、有明海沿岸や主要な河川空間については、自然環境を活かした散策や自然観察などのレクリエーション利用を促進しつつ、適切な保全との両立を図る。

市街地や集落ごとに整備する近隣公園や街区公園などの身近な公園・緑地については、日常的に利用できるレクリエーション空間として、量的な確保と質の向上を図るとともに、周辺の道路や河川空間との連携により、歩いて楽しめる緑のネットワークの形成に努める。

c. 防災系統

防災機能を担う緑地は、災害の発生を抑制し、災害時の被害の軽減や避難の安全性を高めるうえで重要な役割を果たす。このため、地域防災計画等との整合を図りつつ、災害の防止、延焼の抑制、避難地・避難路の確保といった機能に応じた配置と保全に努める。

市街地内の公園・緑地は、避難地や避難路として機能するとともに、オープンスペースとして延焼の拡大を抑制する役割を担うことから、適切な配置と計画的な整備・保全に努める。

また、市街地に接する斜面樹林地や小岱山系の樹林地については、土砂災害等の自然災害の防止や被害の軽減に資する広域的な緩衝帯として、その保全と適切な管理を図る。

d. 景観構成系統

都市景観を形づくる緑地は、市街地の背景となる緑や、都市を代表する郷土的景観を形成する緑、地域のシンボルとなる緑などから構成され、本圏域の特色ある景観を支える重要な要素であるため、これらの景観的役割に応じて保全

や整備を進める。

本圏域北東部に広がる山林や屋形山の緑地は、市街地の背景を構成し、豊かな自然環境に囲まれた本圏域の景観的特徴を示す重要な緑地として、その保全に努める。

蛇ヶ谷公園や桃田運動公園などの公園・緑地は、都市の骨格景観を形成する拠点的な緑地として、周辺の街路や公共空間と調和した景観形成を図る。

国道・県道等の幹線道路沿道の植樹帯や、菊池川等の主要な河川空間は、都市に潤いを与える景観要素として、植栽の維持管理や修景・緑化を計画的に進める。

市街地内の公園や社寺境内地にある樹木等については、周辺地区のランドマークとなるとともに、身近な憩いの空間を創出する良好な景観要素として、その保全と適切な管理に努める。

③実現のための具体の都市計画制度の方針

圏域全体の緑地機能を高めるため、環境保全・レクリエーション・景観形成・防災の観点から、必要な緑地量及びその配置を考慮しつつ、都市公園（住区基幹公園や都市基幹公園等）の整備を検討する。

自然環境や景観、歴史・文化資源の保護の観点から重要な緑地については、都市公園としての指定・活用を検討するとともに、風致地区、緑地保全地区、特別緑地保全地区等の土地利用制度を適切に組み合わせ、長期的な保全を図る。

さらに、民間活力の活用や地域住民・NPO との協働による維持管理体制を整え、持続可能な緑地管理を進める。

5. 都市計画制度の運用方針

(1) マネジメントサイクルによる都市計画の進行管理

本計画に基づく都市づくりの進捗を点検・評価し、その結果を将来に反映させるため、Plan(計画)・Do(実行)・Check(点検・評価)・Act(改善・処置)のマネジメントサイクルによる進行管理を行い、効果的で持続可能な都市づくりを目指す。

都市計画区域マスタープランは、都市計画の進行管理や成果の把握を適切に行うため、評価の基本的な考え方を示すものとする。

また、評価の枠組みや連携の方針を明確にすることで、計画全体の整合性と実効性を高める。具体的な成果指標は、関連する個別の都市計画や下位計画において、地域の特性や施策の内容に応じて適切に設定する。

なお、本計画では広域圏による都市づくりの観点から、本圏域内における市街地居住率を成果指標として設定する。

成果指標	現状	概要
市街地居住率※（％）	61.4％ （令和2年時点）	エコ・コンパクト シティを目指し、 用途地域の居住割 合を向上させる

※市街地居住率：都市計画区域内人口に対する用途地域内人口の割合

成果指標のみならず、都市の将来像や基本方針の方向性、関連施策の進捗、計画全体の整合性についても概ね5年間隔で定期的に点検・評価を行い、進捗状況を把握する。また、必要に応じて計画の見直しや改善を行うことで、マネジメントサイクルに基づく都市計画の推進を図る。

これらの成果や分析結果については、県が運営管理する「くまもとデータ連携基盤」（データプラットフォーム）を通じて公開するものとする。さらに、交通や環境などの他分野の関連データもオープンデータ化し、多様な主体の協働による都市づくりを支援する。

(2)住民参加によるまちづくりの推進

行政、住民、NPO、事業者など多様な主体が、それぞれの役割と信頼関係を基盤として、共創のまちづくりを推進する。そのため、都市計画情報のオープンデータ化などデジタル化を進め、対話の場や継続的な情報発信を通じて住民が参加しやすい環境を整備する。

地域住民やまちづくり NPO、土地所有者等による都市計画の提案に対しては、必要な情報提供や都市計画決定に関する手続き支援を行う。

また、住民や団体、事業者からの意見を聴取し、ワークショップやイベントを通じてまちづくりの進め方を議論することで、各市町と地域住民との連携を促進する。

さらに、子供や若者を含む地域住民が課題を発見し、行政や地域団体に伝えることで改善につなげる仕組みを整え、机上の計画にとどまらない実効性あるまちづくりを実現する。

【荒尾・玉名・長洲広域圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】

参考附図



参考：用語解説集

【N】

NPO <えぬぴーおー>

Non-Profit Organization 民間非営利組織の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで営利を目的としない社会的な公益活動を自主的・自発的に行う組織・団体のことをいう。

【ア行】

アクセス <あくせす>

接近、近づきやすさなどのことをいう。ある目的地への到達のし易さを示すのに、アクセスが良いなどという。情報などの利用のし易さを言うこともある。

ウォーカブル <うぉーかぶる>

ウォーカブルとは、「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、「歩きやすい」「歩きたくなる」といった意味で使われる。国土交通省では、「居心地が良く、歩きたくなるまち」として、道路空間を車中心から「人中心」の空間に転換し、多様な人々の交流の場を形成することで、都市の魅力を向上させる取組みを推進している。

エコ・コンパクトな都市づくり <えこ・こんぱくとなしづくり>

エコロジー（生態学、環境問題）とエコノミー（都市経営、行政経営、行政コスト）に着目した「エコ」に「コンパクト」を加えた理念である。

【カ】

カーボンニュートラル（「脱炭素化」） <カーぼんにゅーとらる>

二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、合計を実質ゼロにすることをいう。実現のためには、温室効果ガスの排出量の削減と吸収量の増加が必要である。

開発（行為） <かいはつ（こうい）>

開発（行為）とは、主として建築物を建築

するために、土地の区画形質の変更を行うことをいう。例えば敷地に盛土などの造成を行うこと、造成済みの土地を分割して道路を造ることなども含まれる。

環境負荷 <かんきょうふか>

人が環境に与える負担のことをいう。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。

幹線道路 <かんせんどうろ>

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受けもつ道路のことをいう。

共創 <きょうそう>

本計画における共創とは、地域課題の解決に向けて、行政・市民・事業者等の多様な主体が対等な立場で資源を持ち寄り、協議と実践を通じて新たな価値を協働で創出するプロセスのことをいう。

区域区分 <くいきくぶん>

都市計画法において、無秩序な市街化を防止し、道路・公園・下水道などの基盤整備についての公共投資を効率的に行い、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることをいう。（同法第7条第12項）いわゆる「線引き」と呼ばれる。

グリーンインフラ <ぐりーんいんふら>

グリーンインフラは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組みのことをいう。防災・減災、自然環境の保全、地域振興等の多様な地域課題の同時解決を図ることができる取組みとしても注目されている。

公共下水道 <こうきょうげすいどう>

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下

水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

公共公益施設 <こうきょうこうえきしせつ>

公共の福祉や社会的利益の向上を目的として整備される施設の総称のことをいう。国や地方自治体、または公的機関が設置・管理し、市民が広く利用できる施設を指す。代表的なものには、学校、図書館、病院、消防署、公園、上下水道施設などがある。また、民間事業者が公益性を持つ施設として運営する場合もあり、社会全体の生活環境の向上や安全・福祉の確保に寄与する。

高次都市機能 <こうじとしきのう>

高次都市機能とは、単なる日常生活圏を超えた広域地域に対し、高度なサービス提供や中枢的な管理を行い、人・モノ・情報の密な集積を基盤として、新たな文化や価値を創造する機能のことをいう。具体的には、大企業の支社や広域を対象とした商業施設、高度な医療機関、大学や研究機関、国際会議場などが該当する。

交通結節点 <こうつうけっせつてん>

鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やそのほか交通機関に乗り換えが行われる、交通が集中する場所のことをいう。

交流人口 <こうりゅうじんこう>

観光客や二地域居住者といった交流人口のことをいう。交流人口を拡大することで地域の活力を取り戻そうとする動きが広がっている。

高齢化率 <こうれいかりつ>

65歳以上人口を「高齢者人口」として、総人口に占める割合のことをいう。

高齢社会 <こうれいしゃかい>

高齢化率7%を超えた社会のことをいう。

(行政) コスト <こすと>

公共施設（道路・下水道などのインフラ）に係わる維持管理費、更新費、新規整備などの費用や、ごみ処理、学校・保育所、警察・

消防の行政サービスに係る費用など、都市を運営していくために必要となるコストをいう。

【サ行】

市街地開発事業 <しがいちかいはつじぎょう>

都市計画で定められた土地利用計画を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成するため、道路、公園、下水道等の公共施設の整備に合わせて良好な環境を確保するために、計画的な広がりをもった区域で総合的、一体的に行われる事業のことをいう。土地区画整理事業、市街地再開発事業などの種類がある。

商業機能 <しょうぎょうきのう>

商品やサービスの流通、販売、マーケティング、物流、金銭の流れなど、商業活動に関連する様々な機能のことをいう。

商業・業務地 <しょうぎょうぎょうむち>

商業施設や業務施設が集積し、経済活動の中心となるエリアのことをいう。小売業、飲食業、サービス業などの商業機能と、企業のオフィス、金融機関、行政機関などの業務機能が共存し、都市の発展を支える重要な拠点となる。

水源涵養 <すいげんかんよう>

降雨を地表や地中に一時的に蓄えとともに、地下に浸透させ、降雨が河川などに直接流入するのを調節し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水のかん養などを維持・増進する自然の働きのことをいう。

生態系 <せいたいけい>

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念のことをいう。まとまりのとらえ方によって、1つの水槽の中や、1つのため池の中の生物社会を一つの生態系と呼ぶこともできるし、地球全体を一つの生態系と考えることもできる。人間活動による急激な環境変化や意図的・非意図的な外来種の導入などが原因となり、多くの地域で生態系の急速な変化・破綻を引き起こしている。

【タ行】

大規模集客施設 <だいきぼしゅうきやくしせつ>

大規模な集客施設は、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所及び場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもののことをいう。大規模な集客施設の立地について、商業地域、近隣商業地域及び準工業地域を除き、立地が制限されている。また、制限された地域に立地しようとする場合には、可能な用途地域への変更等の都市計画の手續を要することとしている。

地区計画 <ちくけいかく>

既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度のことをいう。

中心市街地 <ちゅうしんしがいち>

都市の中心部にあって、小売商業や都市機能が集積し、都市計画区域内での中心的な役割を果たしている区域のことをいう。

低未利用地 <ていみりようち>

市街地内で、更地や遊休化した工場跡地、青空駐車場など、有効に利用されていない土地のことをいう。

都市環境 <としかんきょう>

都市環境計画における都市環境とは、利便性、快適性等の住みやすさを作り上げていく創出的環境及び大気、水、緑等といった自然的環境という二つの環境の概念から成るものである。

都市機能 <としきのう>

都市がその活動を維持し、人々が生活を営む上で必要となる様々な働きやサービス全般を指す。具体的には、居住、商業、業務、工業、交通、教育、医療、行政、文化・レクリエーションなど、都市におけるあらゆる活動を支える機能が含まれる。

都市機能施設 <としきのうしせつ>

都市の居住環境の向上等のための機能を備えた施設のことをいう。都市再生整備計画による高次施設や立地適正化計画による誘導施設、市民のコミュニティ形成や交流、生涯学習、居場所、文化芸術、健康医療福祉、子育て、行政サービス等の拠点となる施設である。

都市基盤施設、都市施設、都市基盤 <としきばんしせつ、とししせつ、としきばん>

道路や上下水道、公園、河川等の都市活動を支える基盤となる施設のことをいう。

都市計画区域 <としけいかくくいき>

都市計画法その他関係法令の適用を受けるべき土地の区域で、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域のことをいう。都市計画区域は県が指定する。

都市計画区域マスタープラン <としけいかくくいきますたーぷらん>

都道府県が、都市計画法第6条の2に基づき、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで、広域的な視点からまちづくりを進めていくための方向性を示したものを「都市計画区域マスタープラン」という。このなかで、都市の目標、区域区分の有無、主な都市計画の決定の方針を定めることになっている。

土地区画整理事業 <とちくかくせいりじぎょう>

市街地開発事業の1つで、都市基盤が未整備な市街地を健全な市街地にするため、土地の交換分合整頓（換地）により、道路や公園などの公共施設の整備とともに宅地の区画形状を整える事業のことをいう。

【ナ行】

内水氾濫 <ないすいはらん>

堤防から水が溢れなくても、河川へ排水する川や下水路の排水能力の不足などが原因で、降った雨を排水処理できなくて引き起こされる氾濫のことをいう。

ネットワーク <ねっとわーく>

効果的、有機的に機能するようにつながれた網の目状の体系のことをいう。歩行者や道路、通信、企業、コンピューターなどのつながり等を表現する。

【ハ行】

風致地区 <ふううちく>

都市計画で定める地域地区のひとつで、都市計画区域内にあって都市の自然風致（丘陵、樹林、水辺地などの自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地などを含む良好な自然的環境）を維持するために指定される区域のことをいう。

【マ行】

マイ・タイムライン <まい・たいむらいん>

災害時や、災害の発生リスクが高まっているときに、自分や家族が「いつ」「何をするのか」などの防災行動を時系列に整理してまとめたものをいう。

マネジメントサイクル(PDCA) <まねじめんとさいくる(びーでいーしーえー)>

企業・組織が目的達成に向けて、業務を効率的に進めるためのシステムのことをいう。

- ・Plan（計画）：具体的な計画を策定する
- ・Do（実行）：計画を実行する
- ・Check（評価）：実行した結果を評価する
- ・Action（改善）：評価を基にした次回策に向けた改善を行う

【ヤ行】

優良な農地 <ゆうりょうなのうち>

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいう。

ユニバーサルデザイン <ゆにばーさるでざいん>

まちづくりやものづくりなどを進めるに当たり、高齢者や障がい者だけでなく、すべての人にとって使いやすいデザインをしていこうとする考え方のことをいう。

【ラ行】

流域治水 <りゅういきちすい>

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方のことをいう。

流通業務機能 <りゅうつうぎょうむきのう>

生産者から消費者へと商品やサービスを届ける過程において、効率的な流れを確保するための業務機能のことをいう。具体的には、①物流機能、②商流機能、③情報管理機能、④決済・契約機能の4つの要素がある。

- ①物流機能：輸送・保管・荷役・流通加工を通じて、商品の供給を最適化する。
- ②商流機能：卸売・小売業者が介在し、商品の仕入れや販売を行う。
- ③情報管理機能：在庫管理、需要予測、マーケティング情報の活用により、適正な供給調整を行う。
- ④決済・契約機能：企業間の取引契約、代金回収、電子決済システムの導入などを通じ、流通の円滑化を図る。

近年では、デジタル技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）が進み、EC（電子商取引）の拡大、サプライチェーンの高度化、キャッシュレス決済の普及など、流通業務機能の効率化と多様化が進んでいる。